

新規県営事業の紹介

農業用河川工作物等応急対策事業（小規模事業）

【国事業：農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）】

1. 事業の目的

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の構造が不適当または不十分であるものに対し、補強、撤去又は撤去に伴う整備を行い、洪水や高潮及び地震による災害を未然に防止する

留意事項

(1)(3)(4)は県が独自に策定した県営事業により実施する要件である。

2. 事業要件

- (1) 国土交通省直轄管理区間であること
- (2) 総事業費がおおむね800万円以上、5,000万円未満
- (3) 防災受益面積（想定される被害面積）が100ha以上
- (4) 受益面積が50ha以上（撤去又は撤去に伴う整備の場合は除く）

3. 負担割合

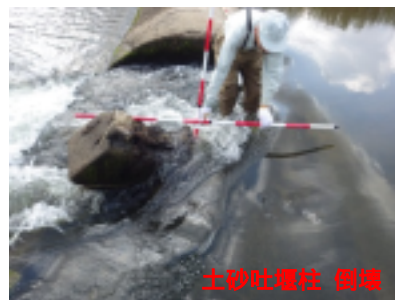
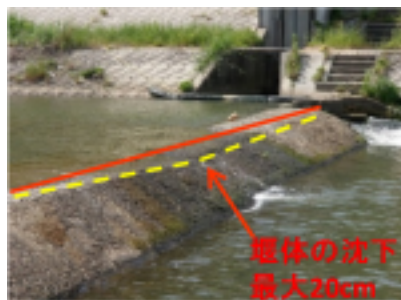
国：県：市町村：農家 = 50：32：18：0（%）

4. 対象施設

- (1) 工作物の構造が原因で、前後一連の区間と比べて治水機能が劣っており、対策基準（河川管理施設等応急対策基準による）に沿って対策が必要なもの及びこれと一体として工事の実施を必要とするもの

例えば・・・取水堰の一部が沈下・破損し、治水機能が確保できない場合

取水堰の改修及び止水矢板を設置し、治水機能を前後一連の堤防と同程度まで向上させ、堤防決壊による被害を未然に防止する。



- (2) 工作物本来の機能が失われ、前後一連の区間と比べてその治水機能が劣っており、安全確保のために工作物の撤去等の工事を必要とするもの

例えば・・・利用しなくなった揚水機場の取水樋管を存置すると、将来的に河川堤防の機能を喪失する恐れがある場合

堤防内の工作物を除去（充填、撤去等）し、治水機能を確保し、堤防の決壊による下流域への被害を未然に防止する。



新規県営事業の紹介

農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）

【国事業：農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業）】

1. 事業の目的

近年増加している豪雨に対し、地域が主体となって排水機能強化計画を策定することで、既存施設を活かした効率的かつ効果的な土地改良施設整備を実施し、地域排水機能の総合的な強化及び災害による被害の最小化を図る

2. 事業要件

- (1) 地域排水機能強化計画が策定されていること
(地域概要、想定被害、施設の現状、課題と整備方針及び事業内容を策定)
- (2) 総事業費がおおむね800万円以上、または 防災受益面積（想定される被害面積）がおおむね30ha以上

3. 負担割合

国：県：市町村：農家 = 55：32：13：0（％）

中山間地域に限る

4. 対象施設

既存施設を活用した整備により一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

- (1) 自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害防止のために整備が必要な施設
- (2) 一連の既存施設において、脆弱部が原因で地域排水に支障が生じている施設
- (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

例えば・・・山腹用水路の排水機能が不足し、豪雨時に溢水・盛土部の崩壊等により沿線の農地・人家等に被害が想定される場合

- (1) 近年の局所的豪雨の増加に対し、既存施設の排水機能が不足
- (2) 水路断面の不足区間及び山地からの流出水合流箇所での溢水が発生
- (3) 豪雨時に山側法面が崩壊・流入し、水路断面が閉塞し排水機能が喪失



当該施設と周辺既存施設の活用を組み合わせた整備を実施することで、本地域の排水機能強化を図る。

具体的には、水路断面の拡幅による溢水の防止、放水工の新設により山地からの流出水を下流排水路へ分散して導水することで、増加する局所的な豪雨に対して地域全体の排水機能の確保を図る。

